

7月1日
から

土砂などの埋め立てなどには 許可が必要です



近年、全国的に土砂などによる土地の埋め立て(盛土・堆積・一時堆積)が問題となる事例が増えており、本町でも不安視される声をいただいています。

これらに対する土地の埋め立ての管理などを明確にするため「精華町土砂等による埋立て等の規制に関する条例」による規制が始まります。

これにより事業主などが土地の埋め立てなどを行う場合、許可申請が必要となります。

条例の概要

3000平方メートル未満の土地の埋め立てなどを行う場合は、次のことに注意してください。
なお、3000平方メートル以上の場合は、従来どおり京都府の許可となります。

① 埋め立てなどの面積に関係なく原則、町の許可が必要になります。

※土砂などの搬入のない事業、公共事業、他法令の許可などを受けて行う事業、その他軽微な事業で不適切な土地の埋め立てなどになる恐れがない事業は、許可が不要となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

- ② 埋め立てなどは、許可基準・許可条件を遵守しなければなりません。
- ③ 汚染された土砂などによる埋め立てなどはできません。
- ④ 条例の規定に違反した場合は、罰則が科せられます。

土地所有者・事業主などの責務

◎土地の埋め立てなどを行う方

周辺住民の理解を得るよう説明会などを開催しなければなりません。また、災害などの発生を防止し、住民生活の安全の確保および生活環境の保全のため、万全の措置を講じなければなりません。

◎土地所有者の方

災害発生防止など万全の措置を講ずるように事業主などと協議し、定期的に状況を把握しなければなりません。また、不適切な埋め立てを知ったときは、町に通報しなければなりません。

◎土砂などを発生させる方

土砂などの発生を抑制するように努めなければなりません。また、土地の埋め立てなどを行う者に対し、発生した土砂などの処分方法や処分先などについて、適正な指示を行わなければなりません。

◎土砂などを運搬する方

運搬する土砂などにより、不適切な事業が行われないように運搬する土砂などの排出および保管ならびに性状の状況などを確認するように努める必要があります。

※適用の可否の詳細については、下記までお問い合わせください。

問 環境推進課 ☎95-1925



町ホームページ

許可申請の流れ

許可申請手続きは、環境推進課で受け付けます。なお、許可手続きは、事前協議制です。

許可手続き
相談・
打ち合わせ



住民説明会
などの開催



事前協議



許可申請



許可
(または不許可)